

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	坂井地区地区計画		
地区の区分	A地区	B地区	C地区
建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの (2) 新潟市ラブホテル建築等規制条例第2条第2号に掲げるラブホテル	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(ほ)項に掲げるものの (2) 法別表第2(に)項第3号から第6号までに掲げるもの	建築してはならない建築物 法別表第2(い)項に掲げる以外のもの
容積率	——	——	10分の10を超えてはならない。
建築物の敷地面積の最低限度	——	——	135㎡ ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の土地 (2) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる土地で、同一人が使用し、又は収益することができる権利を有している連続したすべての土地を135㎡以上ごとに分割して生じた残りの土地 (3) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる一筆の土地
壁面の位置の制限	——	道路境界線及び隣地境界線からは0.5m。 ただし、独立した自動車車庫及び物置で軒の高さが3m以下のものは、この限りでない。	
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	——	——	10mを超えてはならない。

地区の区分	A地区	B地区	C地区
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限（高さは道路面からの高さによる）	——	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又はフェンス等で透視が可能な形状のもの	
		ただし、高さ1m以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。	
		ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。（*1）	
盛土の高さの制限（高さは前面道路からの高さによる）	——		0.6m以下。
			ただし、築山その他これに類するものは、この限りでない。
建蔽率	——		10分の5を超えてはならない。

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話：025-226-2849（直通）

*1は、条例第8条に定められている規定です。